

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該起案の内容について、事前に協議し、その同意を得ている場合は、当該課が連絡調整を担当する課である場合を除き、これを省略することができる。
第四十一条中「様式第十二号の」を削る。
第四十二条中「様式第十三号の」を削る。

別表第一本局の項中

生徒指導課	教職員採用課
教生指	教採

を

生徒指

導 課	教生指
-----	-----

に、

義務教育指導課	教義指
---------	-----

を

義務教	教職
-----	----

育指導課	教義指
員採用課	教採

に改める。

様式第十二号及び様式第十三号を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。